ナトリウム又はカリウムのメチラート又はエチラート	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。 (i) できる限り速やかに及びこの条約が効力を生じた後十年以内に水銀の使用を段階的に廃止することを目的として、水銀の使用を削減する措置をとること。 (ii) 単位生産当たりの水銀の排出量及び放出量を二千二十年までに二千十年に比して五十パーセント削減すること。
水銀を含む触媒を用いるポリウレタンの製造	(iii) 一次採掘から新たに得られる水銀の使用を禁止すること。 (iv) 水銀を含まない工程に関する研究及び開発を支援すること。 (v) 水銀を含まない工程が技術的及び経済的に実行可能となったと締約国会議が定めた日から五年を経過した後は、水銀の使用を許可しないこと。 (vi) 第二十一条の規定に従い、代替となる工程を開発し、又は特定し、及び水銀の使用を段階的に廃止するための自国の努力について締約国会議に報告すること。

附属書C　零細及び小規模な金の採掘

1　第七条3の規定の対象となる締約国は、国の行動計画に次のものを含める。

(a) 国の目的及び削減目標

(b) 次のものを廃絶するための措置

(i) 鉱石全体のアマルガム化

(ii) アマルガム又は加工されたアマルガムの野外での焼却

(iii) 居住の用に供される地域におけるアマルガムの焼却

(iv) 堆積物、鉱石又は尾鉱のシアン化物の浸出（加えられた水銀を事前に除去しないもの）

(c) 零細及び小規模な金の採掘に関する分野の形式化又は規制を円滑にする措置

(d) 自国の領域内の零細及び小規模な金の採掘及び加工において使用される水銀の量及び用いられる慣行の基準となる推計

(e) 零細及び小規模な金の採掘及び加工における水銀の排出及び放出並びに水銀への曝露を減少させること（水銀を含まない方法を含む。）を促進する戦略

(f) 零細及び小規模な金の採掘及び加工における使用のための国内及び国外の供給源からの水銀及び水銀化合物の貿易を管理し、及び転用を防止する戦略

(g) 国の行動計画の実施及び継続的な発展において利害関係者を参加させるための戦略

(h) 零細及び小規模な金の採掘を行う者及びその地域社会の水銀への曝露に関する公衆衛生についての戦略。この戦略には、特に、健康に関するデータの収集、保健に従事する者の訓練及び保健施設を通じた啓発を含めるべきである。

(i) 被害を受けやすい人々、特に児童及び出産可能な年齢の女性（特に妊婦）の零細及び小規模な金の採掘において使用される水銀への曝露を防止する戦略

(j) 零細及び小規模な金の採掘を行う者及びその影響を受ける地域社会への情報を提供する戦略

(k) 国の行動計画の実施に係る計画

2　締約国は、自国の目的を達成するため、国の行動計画に、水銀を含まない零細及び小規模な金の採掘の基準並びに市場に基づく仕組み又はマーケティングのための手段の利用又は導入を含む追加の戦略を含めることができる。

附属書D　水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源の一覧表

特定可能な発生源の分類

石炭火力発電所

産業用石炭燃焼ボイラー

非鉄金属（注）製造に用いられる製錬及び焙焼の工程

廃棄物の焼却設備

セメントクリンカーの製造設備

注　この附属書の適用上、「非鉄金属」とは、鉛、亜鉛、銅及び工業金をいう。

附属書E　仲裁手続及び調停手続

第一部　仲裁手続

この条約の第二十五条2(a)の規定の適用上、仲裁手続は、次のとおりとする。

第一条

1　締約国は、この条約の第二十五条の規定に従い、他の紛争当事国に対する書面による通告により、紛争を仲裁に付することができる。通告には、請求の陳述書及び証拠書類を添付する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約の条文を含む。

2　申立国である締約国は、自国がこの条約の第二十五条の規定に従って紛争を仲裁に付する旨を事務局に通告する。通告には、申立国である締約国の書面による通告、請求の陳述書及び証拠書類であって、1に規定するものを添付する。事務局は、受領した情報を全ての締約国に送付する。

第二条

1　紛争が前条の規定に従って仲裁に付される場合には、仲裁裁判所を設置する。仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。

2　各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、仲裁裁判所の裁判長となる。二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で一人の仲裁人を任命する。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であってはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によっても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあってはならない。

3　仲裁裁判所に空席が生じたときは、当該空席を生じさせた仲裁人の任命の場合と同様の方法によって空席を補充する。

第三条

1　紛争を提起された締約国が仲裁の通告を受領した日から二箇月以内にいずれかの紛争当事国が仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務総長にその旨を通報し、同事務総長は、引き続く二箇月の期間内に仲裁人を指名する。

2　第二の仲裁人が任命された日から二箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、引き続く二箇月の期間内に裁判長を指名する。

第四条

仲裁裁判所は、この条約及び国際法の規定に従い、その決定を行う。

第五条

紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。